

☆ 介護サービスの利用について	
指定居宅介護支援事業者	P 2
指定介護予防支援事業者	P 4
☆ 自宅へヘルパーさんに来てほしい	
ホームヘルプサービス（訪問介護）	P 5
☆ 自宅へ看護師さんに来てほしい	
訪問看護	P 7
☆ 自宅でお風呂に入れてほしい	
訪問入浴介護	P 9
☆ 自宅でリハビリを受けたい	
訪問リハビリテーション	P10
☆ 施設で日帰りの介護を受けたい	
デイサービス（通所介護）	P11
☆ 施設や病院に通ってリハビリを受けたい	
デイケア（通所リハビリ）	P13
☆ 数日間、施設で介護してほしい	
ショートステイ	P15
☆ 有料老人ホームで介護サービスを利用したい	
特定施設入居者生活介護	P18
☆ 認知症高齢者の共同生活介護施設で介護サービスを利用したい	
グループホーム	P20
☆ 通所やお泊り等ができる介護サービスを利用したい	
小規模多機能型居宅介護	P21
☆ 療養上の管理指導をしてほしい	
居宅療養管理指導	P22
☆ 床段差の解消などの住宅改修がしたい	
住宅改修費の支給	P23
☆ 福祉用具を借りたい	
福祉用具のレンタル	P24
☆ 福祉用具を購入したい	
福祉用具購入費の支給	P25
☆ 入所して介護サービスを利用したい	
施設介護サービス	P26
☆ 生活支援のサービスを使いたい	
介護予防・生活支援サービス	P28
☆ 地域包括支援センターを利用したい	
地域包括支援センター	P31
☆ 自己負担や負担軽減について知りたい	
支給限度額・高額介護サービス費・食費居住費の減免	P32

指定居宅介護支援事業者

要介護1～要介護5の認定を受けた方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

ケアプラン例

	月	火	水	木	金	土	日
午前				訪問看護			
	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ		通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後				訪問介護			

※相談やケアプラン作成費は全額介護保険の対象となります。



サービス費用のめやす

内 容	自己負担
相談・ケアプラン作成・サービスの調整など	なし（無料）

	事業所名	所在地	電話番号 FAX 番号	主な対応地域 注①
指定 居宅 介護 支援 事業者	堀谷医院介護支援センター <small>さるすべり</small> 百日紅	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6872 65-3072	八幡
	介護支援センター せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262 67-2381	市全域
	JAめぐみの介護サービス 郡上営業所	〒501-4221 八幡町小野 4 丁目 6 番地 18	65-4162 67-1153	八幡、大和、美並、 明宝、和良、白鳥 (一部地域を除く)
	ノバネットワークス	〒501-4223 八幡町稲成 204 番地 82	66-0086 66-0322	八幡、大和、美並 (一部地域を除く)
	八幡病院 介護支援センター	〒501-4228 八幡町桜町 278 番地	65-2151 67-1047	八幡
	ゆうゆ杉下 ケアステーション	〒501-4234 八幡町五町 3 丁目 15 番地 2	67-2177 67-2188	八幡 (一部地域を除く)
	社協郡上介護相談センター	〒501-4607 大和町徳永 618	88-4535 88-4600	市全域
	奥美濃白鳥 在宅介護支援センター	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	83-0129 82-5252	大和、白鳥、高鷺
	在宅介護支援センター しろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5995 82-5998	大和、白鳥、高鷺 (一部地域を除く)
	コスモス苑 介護サービスセンター	〒501-5121 白鳥町白鳥 408 番地 1	83-0330 83-0186	市全域 (一部地域を除く)
	県北西部地域医療センター 国保和良診療所 居宅介護支援事業所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2023 77-2376	八幡、和良 (一部地域を除く)

注① 主な対応地域の詳細については、各事業所へお問い合わせください。

指定介護予防支援事業者

要支援 1・2 または基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

ケアプラン例

	月	火	水	木	金	土	日
午前						家事サポートサービス	
	予防デイサービス			予防デイサービス			
午後	または 予防通所リハビリ			または 予防通所リハビリ			

※相談やケアプラン作成費は全額介護保険の対象となります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市地域包括支援センター	〒501-4297 八幡町島谷 228 番地 郡上市役所（2 階）	67-0008	66-0157

※介護予防ケアプランについては、一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に委託して行っています。

サービス費用のめやす

内 容	自己負担
相談・ケアプラン作成・サービスの調整など	なし（無料）

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事支援を行います。

○身体介護

食事や入浴、排せつの介助、衣類の着脱や体位交換、身体の清拭など

○生活援助

食事の用意、洗濯、買い物、掃除など

(同居家族がいる場合の生活援助については、理由書が必要です。)

＜利用対象者＞ 要介護1以上の認定を受けている方が利用できます。

※要支援1・2の方や基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方は、介護予防・生活支援サービス事業の「介護予防ホームヘルプ事業」や「家事サポートサービス事業」が利用できます（29ページ参照）。

サービス費用のめやす

（1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担(1割の方)
身体介護	20分未満	1,670円	167円
	20分以上 30分未満	2,500円	250円
	30分以上 1時間未満	3,960円	396円
	1時間以上 1時間30分未満	5,790円	579円
生活援助	20分以上 45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
通院時の乗車・ 降車等の介助	1回につき	990円	99円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市社会福祉協議会 ホームヘルプステーション あい愛	〒501-4235 八幡町有坂 131 番地	67-2082	65-3030
JAめぐみの介護サービス 郡上営業所	〒501-4221 八幡町小野 4 丁目 6 番地 18	65-4162	67-1153
ノバネットワークス	〒501-4223 八幡町稲成 204 番地 82	66-0086	66-0322
訪問介護ステーション せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381
特定非営利活動法人 りあらいず和	〒501-4203 八幡町初納 430 番地 1	66-0701	66-0702
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	82-3131	82-5252
ヘルプステーション しろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998
有限会社 あゆみ会	〒501-4511 和良町下洞 394 番地 2	77-3081	77-3081



訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院の看護師・保健師・理学療法士などが利用者の居宅を訪問して、健康チェックや療養上の世話、必要な診療の補助を行います。

- 血圧や脈拍などの病状チェック
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管などの管理や医療処置
- リハビリテーションなど

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

介護給付（要介護1～要介護5）

（1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
訪問看護 ステーション から	20分未満	3,130円	313円
	30分未満	4,700円	470円
	30分以上1時間未満	8,210円	821円
	1時間以上1時間30分未満	11,250円	1,125円
	理学療法士等の場合 1回につき	2,930円	293円
病院または 診療所から	20分未満	2,650円	265円
	30分未満	3,980円	398円
	30分以上1時間未満	5,730円	573円
	1時間以上1時間30分未満	8,420円	842円

予防給付（要支援1、要支援2）

（1回につき）

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
訪問看護 ステーション から	20分未満	3,020円	302円
	30分未満	4,500円	450円
	30分以上1時間未満	7,920円	792円
	1時間以上1時間30分未満	10,870円	1,087円
	理学療法士等の場合 1回につき	2,830円	283円
病院または 診療所から	20分未満	2,550円	255円
	30分未満	3,810円	381円
	30分以上1時間未満	5,520円	552円
	1時間以上1時間30分未満	8,120円	812円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
郡上市民病院	〒501-4222 八幡町島谷 1261 番地	67-1611	67-0470
堀谷医院	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6868	65-6968
訪問看護ステーション 郡上八幡	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381
杉下医院	〒501-4234 八幡町五町 3 丁目 15 番地 2	67-2177	67-2188
訪問看護 キャリーオン ※R3.8.1～ 一時休止	〒501-4612 大和町剣 2 4 0 番地 2	88-5311	88-5300
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院訪問看護ステーション	〒501-5122 白鳥町為真 1205 番地 1	82-3131	82-5252
鷺見病院	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 1	82-3151	82-3150
県北西部地域医療センター 国保和良診療所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2311	77-2376



訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの方などの居宅を、浴槽を積んだ移動入浴車が訪問して、入浴の介助を行います。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

区 分		サービス費用	自己負担（1割の方）
全身入浴 1回につき	要支援1～2	8,520円	852円
	要介護1～5	12,600円	1,260円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)福祉の里 美濃営業所	〒501-3753 美濃市松森 595 番地	(0575) 31-2016	(0575) 31-2017
アサヒサンクリーン 在宅介護センター 関	〒501-3236 関市辻井戸町 1 番地 111	(0575) 23-6010	(0575) 23-6031



訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問して、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

(1回につき)

区 分	サービス費用	自己負担 (1割の方)
20分の リハビリテーションを行った場合	3,070円	307円

※上記費用とは別に、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
郡上市民病院	〒501-4222 八幡町島谷 1261 番地	67-1611	65-6005
八幡病院	〒501-4228 八幡町桜町 278 番地	65-2151	67-1047
堀谷医院	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 7 番地	65-6872	65-3072
鷺見病院	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 1	82-3151	82-3150
県北西部地域医療センター 国保和良診療所	〒501-4595 和良町沢 882 番地	77-2311	77-2376



通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けることができます（定員18人以下の事業所は、地域密着型となります）。

- リフトバスなどによる送迎
- 健康チェックや機能訓練
- 食事や入浴、レクリエーション など

＜利用対象者＞ 要介護1以上の認定を受けている方が利用できます。

※要支援1・2の方や基本チェックリストによりサービス事業対象者として認定を受けた方は、介護予防・生活支援サービス事業の「介護予防デイサービス事業」や「ミニデイサービス事業」が利用できます（28ページ参照）。

サービス費用のめやす

＜通所介護＞ （1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
＜通常規模型＞ 7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	6,550円	655円
	要介護2	7,730円	773円
	要介護3	8,960円	896円
	要介護4	10,180円	1,018円
	要介護5	11,420円	1,142円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

＜地域密着型通所介護＞ （1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	7,500円	750円
	要介護2	8,870円	887円
	要介護3	10,280円	1,028円
	要介護4	11,680円	1,168円
	要介護5	13,080円	1,308円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

<通所介護>

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
郡上市八幡デイサービスセンター	〒501-4235 八幡町有坂 131 番地	67-2633	65-3030	30
デイサービスセンター せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2262	67-2381	40
JA めぐみの介護サービス郡上営業所 デイサービスセンターあんしん郡上	〒501-4221 八幡町小野4丁目 6 番地 18	65-4161	67-1153	33
デイサービスセンター はっぴい☆ノバ	〒501-4223 八幡町稲成 204 番地 8 2	66-0086	66-0322	25
デイサービスセンター やまと	〒501-4607 大和町徳永 618 番地	88-4729	88-4600	45
白鳥デイサービスセンター	〒501-5121 白鳥町白鳥 47 番地 17	83-0274	83-0282	20
高鷲デイサービスセンター	〒501-5303 高鷲町大鷲 201 番地 2	72-5888	72-6409	25
美並デイサービスセンター	〒501-4106 美並町白山 430 番地 3	79-3644	79-3618	40
明宝デイサービスセンター	〒501-4307 明宝二間手 532 番地	87-2288	87-2099	35

<地域密着型通所介護>

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
デイサービス キャリーオン	〒501-4612 大和町剣 240 番地 2	88-5312	88-5300	10 8/1~ 18
デイサービスセンター アットホーム しろとり	〒501-5122 白鳥町為真 1878 番地 1	83-0266	83-0267	18
白鳥東部デイサービスセンター	〒501-5116 白鳥町中西 509 番地 1	84-3010	84-3011	18
白鳥北部デイサービスセンター	〒501-5102 白鳥町歩岐島 139 番地 2	85-1010	85-1011	18
石徹白デイサービスセンター	〒501-5231 白鳥町石徹白 39号 5 番地 1	86-0011	86-0012	10



通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、日常生活の自立を助け、心身機能の維持・回復を図るために、入浴や食事、リハビリテーションなどを日帰りで受けることができます。

- リフトバス等による送迎
- 理学療法士・作業療法士などによる機能訓練
- 食事や入浴 など

※介護予防通所リハビリテーションでは、生活機能を向上させるための「共通的服务」に加え、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に関するサービスを組み合わせ受けることができます。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

介護給付（要介護1～要介護5）

（1回につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
＜通常規模型＞ 7時間以上8時間未満 の場合 ※国保白鳥病院ほほえみは 短時間利用サービスに 移行しています。	要介護1	7,570円	757円
	要介護2	8,970円	897円
	要介護3	10,390円	1,039円
	要介護4	12,060円	1,206円
	要介護5	13,690円	1,369円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

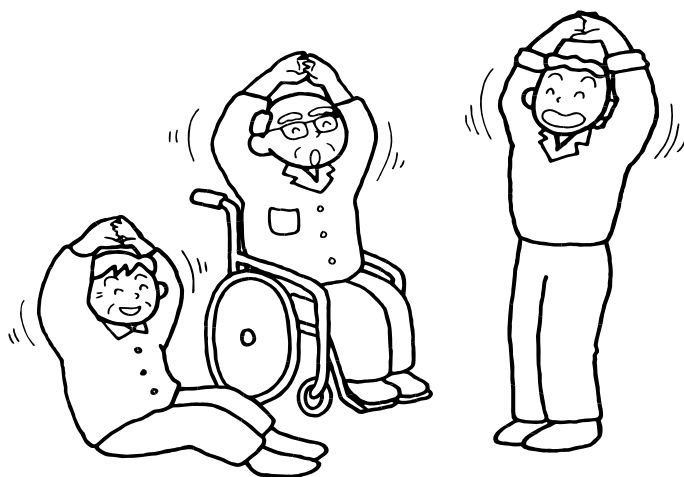
予防給付（要支援1・要支援2）

（1ヶ月単位の定額）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
共通的服务	要支援1	20,530円	2,053円
	要支援2	39,990円	3,999円
選択サービス	運動器の機能向上	2,250円	225円
	栄 養 改 善	2,000円	200円
	口腔機能の向上	1,500円	150円

※上記費用とは別に、食費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
通所リハビリテーション事業所 ひだまり(堀谷医院)	〒501-4211 八幡町中坪1丁目7番地	65-6808	65-3072	25
八幡デイケアセンター なごみ	〒501-4228 八幡町桜町327番地1	65-2152	66-2010	30
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院 ほほえみ	〒501-5122 白鳥町為真1205番地1	82-3131	82-5252	35
介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥2番地6	82-5999	82-5998	20
介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原77番地	79-2990	79-2995	15
県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢864番地1	77-2778	77-2174	15



短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴など必要な日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

- 食事や入浴
- 看護師などによる健康チェック
- 機能訓練など

※ショートステイを継続して利用できる日数は30日までとなります。また、利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安にしています。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

(1日につき)

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担(1割の方)
介護老人福祉施設 (併設型) 多床室の場合	要支援1	4,460円	446円
	要支援2	5,550円	555円
	要介護1	5,960円	596円
	要介護2	6,650円	665円
	要介護3	7,370円	737円
	要介護4	8,060円	806円
	要介護5	8,740円	874円

※上記費用とは別に、食費や滞在費(居室料、光熱水費相当分)が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員 (人)
特別養護老人ホーム せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2011	67-0660	20
郡上偕楽園	〒501-4610 大和町島 2347 番地 6	88-2048	88-2011	20
サーラ郡上	〒501-4236 八幡町相生 2304 番地 1	67-0617	65-2324	15
コスモス苑 春うらら	〒501-5121 白鳥町白鳥 429 番地 6	82-5650	67-9888	19



短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、機能訓練や食事、入浴など必要な日常生活上の支援が受けられます。

- 食事や入浴
- 看護師などによる健康チェック
- 機能訓練など

※ショートステイを継続して利用できる日数は30日までとなります。また、利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安にしています。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

(1日につき)

区分	要介護度	サービス費用	自己負担(1割の方)
介護老人保健施設 (基本型) 多床室の場合	要支援1	6,100円	610円
	要支援2	7,680円	768円
	要介護1	8,270円	827円
	要介護2	8,760円	876円
	要介護3	9,390円	939円
	要介護4	9,910円	991円
	要介護5	10,450円	1,045円

※上記費用とは別に、食費や滞在費(居室料、光熱水費相当分)が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	定員(人)
介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥2番地6	82-5999	82-5998	空床利用
介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原77番地	79-2990	79-2995	空床利用
県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢864番地1	77-2778	77-2174	空床利用

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 療養上の世話

※介護サービスを外部の事業者から受ける外部サービス利用型もあります。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
要支援1	1,820円	182円
要支援2	3,110円	311円
要介護1	5,380円	538円
要介護2	6,040円	604円
要介護3	6,740円	674円
要介護4	7,380円	738円
要介護5	8,070円	807円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員（人）
サーラ郡上	〒501-4236 八幡町相生 2304 番地 1	67-0617	65-2324	20
コスモス苑 仲良し	〒501-5121 白鳥町白鳥 412 番地 1	83-0178	83-0187	22

＜地域密着型サービス＞
地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 療養上の世話

【利用対象者】郡上市に住所があり、要介護 1 以上の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
要介護 1	5,420円	542円
要介護 2	6,090円	609円
要介護 3	6,790円	679円
要介護 4	7,440円	744円
要介護 5	8,130円	813円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員（人）
介護付有料老人ホーム うららびより なるがの憩いの家	〒501-5114 白鳥町那留 1527 番地 69	83-0033	83-0034	29

＜地域密着型サービス＞
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフによる食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や訓練を受けることができます。

- 食事・入浴・排せつの介助
- 機能訓練
- レクリエーション など

【利用対象者】郡上市に住所があり、要支援2または要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

（1日につき）

区 分	要介護度	サービス費用	自己負担（1割の方）
2ユニット以上の 事業所の場合	要支援2	7,480円	748円
	要介護1	7,520円	752円
	要介護2	7,870円	787円
	要介護3	8,110円	811円
	要介護4	8,270円	827円
	要介護5	8,440円	844円

※上記費用とは別に、食費や管理費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員(人)
郡上八幡バラの家	〒501-4232 八幡町初音 140 番地 1	66-2188	66-2187	18
郡上乃風グループホーム 木もれ陽の家	〒501-4203 八幡町初納 430 番地 1	66-0701	66-0702	18
郡上乃風グループホーム 清流の家	〒501-4203 八幡町初納 397 番地 1	65-5582	65-3421	18
コスモス苑 赤とんぼ	〒501-5121 白鳥町白鳥 405 番地 8	83-0178	83-0187	14
コスモス苑 おおぞら	〒501-5121 白鳥町白鳥 429 番地 6	67-9888	67-9888	18
コスモス苑 夕焼け小焼け	〒501-5121 白鳥町白鳥 409 番地 1	83-0178	83-0187	18

＜地域密着型サービス＞

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」によるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用することができます。

- 「訪問」による調理・洗濯・掃除等の家事援助など
- 「通い」「泊まり」による健康チェック・機能訓練・食事や入浴など
- 生活等に関する相談・助言など

【利用対象者】郡上市に住所があり、要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

※サービスを利用する場合は、事業所への登録が必要です。

※このサービスを利用すると、福祉用具貸与・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導以外の介護保険サービスは利用できません。

サービス費用のめやす

(1ヶ月の基本料金)

要介護度	サービス費用	自己負担 (1割の方)
要支援1	34,380円	3,438円
要支援2	69,480円	6,948円
要介護1	104,230円	10,423円
要介護2	153,180円	15,318円
要介護3	222,830円	22,283円
要介護4	245,930円	24,593円
要介護5	271,170円	27,117円

※上記費用とは別に、食費、宿泊費等が必要です。また、事業所によって各種の加算があります。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	登録可能人数
コスモス苑 ゆうゆう	〒501-5121 白鳥町白鳥 408 番地 1	83-0178	83-0187	25人
ほたるの家	〒501-4232 八幡町初音 4481 番地	66-1700	66-1701	25人

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが、家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

サービス費用のめやす

(1回につき)

区 分		サービス費用 (注)	自己負担 (1割の方)
1 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導料Ⅰ (2)以外	① 5,140円	514円
		② 4,860円	486円
		③ 4,450円	445円
	(2) 居宅療養管理指導料Ⅱ (在宅時医学総合管理料又は 特定施設入居時医学総合 管理料を算定する場合)	① 2,980円	298円
		② 2,860円	286円
		③ 2,590円	259円
2 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)		① 5,160円	516円
		② 4,860円	486円
		③ 4,400円	440円
3 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が 行う場合 (月2回を限度)	① 5,650円	565円
		② 4,160円	416円
		③ 3,790円	379円
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	① 5,170円	517円
		② 3,780円	378円
		③ 3,410円	341円
4 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)		① 5,440円	544円
		② 4,860円	486円
		③ 4,430円	443円
5 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)		① 3,610円	361円
		② 3,250円	325円
		③ 2,940円	294円

(注) ①単一建物居住者1人に対して行う場合

②単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

③上記以外の場合

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修の費用を、限度額の範囲内で支給します。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化などのための床材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 和式便器から洋式便器などへの取り替え など

<利用対象者> 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

注意：改修をされる前に、事前申請が必要になります。
詳しくは担当のケアマネジャーとよく相談しましょう。

事前申請に必要な書類：見積書、改修前・改修後の図面、日付入写真 など

サービス費用のめやす

内 容	改修費用	自己負担
住宅改修	上限20万円まで	改修費用の1割～3割

※住宅改修を行った後で、いったん改修費の全額を支払っていただき、必要な書類（申請書、領収書、写真など）を添えて市役所高齢福祉課へ申請していただくことで、自己負担を除いた額が償還払いされます。



福祉用具のレンタル

車椅子やベッドなどの日常生活の自立を助ける用具を借りることができます。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

注意：軽度者（要支援1・2、要介護1）の方には、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。

サービス費用のめやす

内 容	自己負担
福祉用具のレンタル	レンタル費用の1割～3割

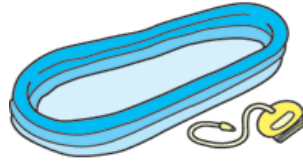
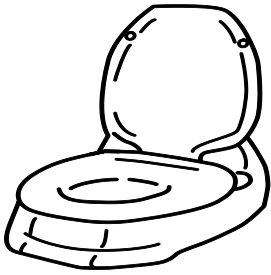
事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)ファースト 介護福祉事業部	〒501-4211 八幡町中坪 1 丁目 8 番地 3	65-6601	65-6830
(株)畑中水道	〒501-4612 大和町剣 1601 番地 8	88-2350	88-4125
カネコ(株) 郡上営業所	〒501-5126 白鳥町向小駄良 775 番地	82-2344	82-5283
ケアショップ そよかぜ	〒501-5125 白鳥町越佐 169 番地	83-2056	83-2057
ヘルパーステーション しろとり	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998
J Aめぐみの介護サービス 中濃営業所	〒501-3802 関市若草通 1 丁目 1 番地	(0575) 23-8157	(0575) 25-2322

福祉用具購入費の支給

入浴や排せつに用いる用具の購入費を、限度額内で支給します。

＜利用対象者＞ 要支援または要介護の認定を受けている方が利用できます。

※保険給付を受けるには、指定された事業所で購入する必要があります。
担当のケアマネジャーとよく相談しましょう。



サービス費用のめやす

内 容	購入費用	自己負担
福祉用具の購入	1年につき上限 10万円	購入費用の 1割～3割

※いったん購入費用の全額を負担していただき、必要な書類（申請書、領収書など）を添えて市役所高齢福祉課へ申請していただくことで、自己負担を除いた額が償還払いされます。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
(株)ファースト 介護福祉事業部	〒501-4211 八幡町中坪1丁目8番地3	65-6601	65-6830
(株)畑中水道	〒501-4612 大和町剣 1601 番地 8	88-2350	88-4125
カネコ(株) 郡上営業所	〒501-5126 白鳥町向小駄良 775 番地	82-2344	82-5283
ケアショップ そよかぜ	〒501-5125 白鳥町越佐 169 番地	83-2056	83-2057
JAめぐみの介護サービス 中濃営業所	〒501-3802 関市若草通 1 丁目 1 番地	(0575) 23-8157	(0575) 25-2322

施設介護サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

＜利用対象者＞ 原則、要介護3以上の認定を受けている方が利用できます。

事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員(人)
特別養護老人ホーム せせらぎ緑風苑	〒501-4204 八幡町旭 663 番地 6	67-2011	67-0660	70
郡上偕楽園	〒501-4610 大和町島 2347 番地 6	88-2048	88-2011	80
介護老人福祉施設 アットホームしろとり	〒501-5122 白鳥町為真 1878 番地 1	83-0266	83-0267	100
特別養護老人ホーム アルプス	〒501-5121 白鳥町白鳥 414 番地 3	83-0331	83-0332	50

○介護老人保健施設

病状が安定し在宅復帰できるように、食事や入浴など日常生活上の支援やリハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

＜利用対象者＞ 要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

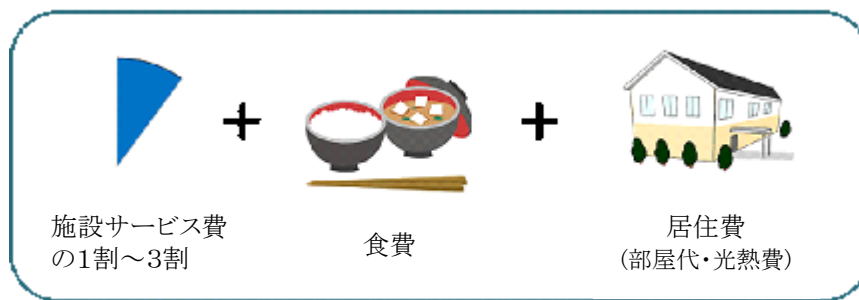
事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号	定員(人)
介護老人保健施設 ケアポート白鳳	〒501-5121 白鳥町白鳥 2 番地 6	82-5999	82-5998	80
介護老人保健施設 ヴィラふくべ	〒501-4107 美並町大原 77 番地	79-2990	79-2995	48
県北西部地域医療センター 和良介護老人保健施設	〒501-4509 和良町沢 864 番地 1	77-2778	77-2174	40

○介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

＜利用対象者＞ 要介護1～要介護5の認定を受けている方が利用できます。

施設サービスを利用した場合の自己負担額



※施設サービス費は、要介護度や施設の種類などによって異なります。

※食費・居住費は、施設の種類によって異なります。

○その他の施設

要介護認定を受けていない方でも利用できる施設です。

軽費老人ホームA型	身よりのない高齢者や、家族と同居できない高齢者を低額な料金で個室に入所させ給食その他の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
軽費老人ホームB型	健康で自立可能な高齢者の自立性を尊重した施設。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談、病気のと看などに給食などのサービスを提供します。
ケアハウス	A型に似て食事の提供がされる施設。介護が必要になったときは入居したまま在宅福祉サービスを利用することができます。

60歳以上の方またはどちらかが60歳以上のご夫婦が利用できます。

ケアハウス	ケアハウス せせらぎ緑風苑	定員15人
-------	---------------	-------

介護予防・生活支援サービス事業

生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者を対象に、日常生活上の支援を行います。

＜利用対象者＞ 要支援1または要支援2の認定を受けている方や、基本チェックリストによりサービス事業対象者に認定された方が利用できます。

＜利用料＞ 利用者により、負担率は1割から3割まで変わります。記載している金額は、10割の金額です。

＜サービスの内容＞

【通所型サービス】

○介護予防デイサービス

従来の介護予防通所介護に相当し、食事や入浴等の日常生活の支援や、機能訓練を受けることができます。

サービス費用のめやす

要介護度	金額（1か月あたり）	備 考	自己負担(1割の方)
事業対象者・要支援1	16,550円	概ね、月4回程度の利用	1か月あたり 1,655円
事業対象者・要支援2	33,930円	概ね、月8回程度の利用	1か月あたり 3,393円

※基本の金額に加算される金額、食事代がありますので、実際の負担はこの金額より高くなります。

※月の途中から利用を開始される場合、この金額より安くなる場合があります。

○ミニデイサービス

介護予防、閉じこもり予防のために、半日程度通所し、体操やレクリエーションを行います。食事や入浴はありません。

サービス費用のめやす

金額（1回あたり）	自己負担(1割の方)
2,600円	1回あたり 260円

ミニデイサービス

事業所名	所在地	電話番号	主な対応地域
郡上市社会福祉協議会 美並ミニデイサービス	〒501-4106 美並町白山 430 番地 3 (さつき苑)	79-3644	美並
郡上市社会福祉協議会 おなびミニデイサービス	〒501-4455 八幡町小那比 6270 番地 2 (旧おなびデイサービスセンター)	79-3644 (美並デイ)	小那比
郡上市社会福祉協議会 高鷲ミニデイサービス	〒501-5303 高鷲町大鷲 201 番地 2 (高鷲デイサービス)	72-5888	高鷲
ドルフィン株式会社 八幡ミニデイサービス	〒501-4204 八幡町旭 1130 番地 1 (郡上市総合スポーツセンター)	66-1100	八幡
合同会社西和良村 西和良ミニデイサービス	〒501-4452 八幡町美山 2268 番地 2	68-2211	西和良・和良



【訪問型サービス】

○介護予防ホームヘルプサービス

従来の介護予防訪問介護に相当し、家事援助や、必要に応じて身体介護を行います。資格を持ったホームヘルパーがサービスを提供します。

サービス費用のめやす

利用回数	金額（1か月あたり）	備 考	自己負担 （1割の方）
週1回程度	11,720円	概ね、月4回程度の支援	1か月あたり 1,172円
週2回程度	23,420円	概ね、月8回程度の支援	1か月あたり 2,342円
週2回を超える程度	37,150円		1か月あたり 3,715円

○家事サポートサービス

掃除や洗濯などの家事を支援するサービスです。市から委託しているシルバー人材センターが、サービスを提供します。

サービス費用のめやす

金額（1回あたり）	自己負担 （1割の方）
1,500円	1回あたり 150円

家事サポートサービス

事業所名	所在地	電話番号	主な対応地域
郡上市シルバー人材センター	〒501-4222 八幡町島谷 130 番地 1	66-1277	応相談

【その他サービス】

○配食見守りサービス

一人暮らしや高齢者のみの世帯で、自宅での調理が困難な方に弁当を宅配し、あわせて見守りを行います。1食あたり250円を助成します（1日1食まで）。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを様々な側面からサポートするための拠点で、専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置して、次の業務を行っています。

【総合相談】

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、生活など様々な相談を受け付けています。

【権利擁護】

高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、皆さんが持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待や消費者被害などにも対応します。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援と認定された方や要支援状態となるおそれがある高齢者の方が介護予防サービスなどを利用できるよう支援します。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
郡上市地域包括支援センター	〒501-4297 八幡町島谷 228 番地 郡上市役所（2 階）	67-0008	66-0157



介護サービスは、1割から3割の自己負担で利用できます。

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1割から3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担になります。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

負担が高額になったとき

◆介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
※令和3年7月まで 現役並み所得者（年収約383万円以上）		世帯： 44,400円
※令和3年8月～	①年収約1,160万円以上	世帯： 140,100円
	②年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯： 93,000円
	③年収約383万円以上約770万円未満	世帯： 44,400円
一般		世帯： 44,400円
住民税世帯非課税		世帯： 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者 		世帯： 24,600円 個人： 15,000円
生活保護の受給者		個人： 15,000円

◆介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

◆施設利用料（食費、居住費）の減免制度

施設入所やショートステイを利用される方の食費、部屋代は全額利用者負担が原則ですが、低所得の方については、申請により負担を軽減する制度があります。

※所得、資産等の要件有り

